



パートでの就労でも利用可能に
～認可保育所の新制度案が示される～

◆11月25日、子ども・子育て会議（会長：無藤隆/白梅学園大教授）の第8回会合が開催され、認可保育所の利用要件をパートタイム労働者などの短時間労働者にも広げるとした基準案が示されました。

現在の保育制度では、保護者がフルタイムで働くケースを想定していたため、就労時間に応じた保育利用時間の基準はありませんでした。新制度における案では、フルタイム就労など、長時間保育を想定した「保育標準時間」と、パートなどの短時間保育を想定した「保育短時間」の2区分を設け、「就労時間が月48時間以上」であれば認可保育所を利用できる、という内容が示されました。

現在都市部では短時間就労でも利用を認めている市区町村も多くありますが、政令指定都市や中核市では「月64時間以上」、東京都区部では「月48時間以上」としているケースが多いなど、自治体ごとにばらつきがあります。案はこれらの就労時間の基準を統一させるとともに、基準を短くすることでフルタイム以外の様々な就労に対応していくものとする予定です。（参考：内閣府HP/福祉新聞/朝日新聞デジタル）

新制度における区分案の概要

認定区分	保護者の就労時間	保育の利用時間
保育標準時間 (長時間利用)	月120時間程度以上	1日最大11時間 月:最大292時間・最低212時間
保育短時間 (短時間利用)	月48～120時間	1日最大8時間 月:最大212時間

- 保育の必要性認定は、保護者の様々な就労形態に対応するし、求職活動や就学中の保護者等も対象とする。
- 保育の利用時間は、利用者個々の事情や保育所の混み具合等を勘案して各自治体が判断する。
- 現在「1ヶ月当たり48時間以上」以外の下限を設定している市区町村は、最大で10年間の経過措置期間を設けて段階的に対応する。市町村による就労時間の下限時間に変更があっても、現在保育所に入所している児童は引き続き入所可能とする。
- パートタイム就労等、保育短時間の認定を受ける場合、現行制度よりも低額の保育料で利用可能とする。
- 保育所等は認定区分に分けた定員設定も可能とする。

負担増の所得基準、2案併記
～介護保険改正の意見書素案公表～

◆11月27日、社保審介護保険部会（部会長：山崎泰彦/神奈川県立保健福祉大名誉教授）が開催され、介護保険制度の見直しに関する意見書の素案が明らかになりました。厚労省は今後、意見書をもとに介護保険法改正案を作成し、来年の通常国会に提出後、2015年度から新制度が実施されることとなります。

＜介護保険制度改正に関する意見書素案の概要＞

- サービスを受ける際の現行1割の自己負担を、一定以上の所得のある人に限り2割にする案については、年金収入が年280万円または290万円以上の2案を併記し、法案提出まで結論を先送り。
- 特養などに入所する低所得者に食費と部屋代を補助する補足給付は、預貯金が1,000万円(単身の場合、夫婦で2,000万円)を超える場合は支給対象外とし、不動産所有を理由に対象外とする案は見送り。
- 保険料の段階設定は現在の6段階から9段階に細分化し保険者間の負担能力の調整を行う。
- 要支援者向けのサービスのうち訪問介護、通所介護を2017年4月までに市町村事業に移管。
- 特養の入所要件を原則要介護3以上に。ただし要介護1・2の人でも、特養以外での生活が困難な場合や既入所の場合などは入所を認める。

(参考：厚労省HP/福祉新聞/毎日新聞ウェブ)

学童保育の新基準案
～質向上に向けて厳格化～

◆小学生を放課後に預かる学童保育について、職員の配置基準やクラス定員などを定めた運営基準に関する報告書案が社保審児童部会「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（委員長：柏女霊峰/淑徳大総合福祉学部教授）で明らかになりました。

新基準では、現在最大70人まで認められている1クラスの定員を原則40人以内とし、各クラスに職員を原則2名以上配置することなどを義務付けています。これまで学童保育の運営については、厚労省が2007年にガイドラインを示していますが、強制力はなく、地域によって人数や開所時間にばらつきがありました。

今回の方針で基準を統一させるとともに、質向上を図るねらいで、厚労省は今後この基準案をもとに具体的な内容を検討し、2015年4月から運用を開始する予定です。

＜基準案の概要＞

- 職員のうち少なくとも1人は保育士や教員免許等を持つ人とし、専門の研修を義務づけ。
- 年間の開所日数は250日以上、開所時間は平日は3時間以上、休日は8時間以上。

(参考：厚労省HP/日経新聞ウェブほか)